

東扇島総合物流拠点地区形成事業審査委員会設置要綱に基づく意見聴取に係る要領

平成19年7月2日

19川港企第187号

東扇島総合物流拠点地区形成事業審査委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条1項の規定に基づき、委員長が専門的な意見を聴くための者（以下「有識者」という。）については、次のとおりとする。

（有識者）

第1条 東扇島総合物流拠点地区第1期募集の事業予定者選定において、要綱第5条第1項の規定に基づき、委員長が専門的な意見を聴くための有識者は、次の有識者名簿に記載される者とする。

有識者名簿

| 区分    | 氏名    | 役職    |
|-------|-------|-------|
| ***** | ***** | ***** |
| ***** | ***** | ***** |
| ***** | ***** | ***** |
| ***** | ***** | ***** |

（有識者謝礼）

第2条 委員長が有識者に対して意見を求めた場合に支払う謝礼の額は、1回につき1人19,000円とする。

附 則

この要領は、平成19年7月2日から施行する。